

森林法第10条の8第1項に基づく 「伐採及び伐採後の届出書」作成の手引き

伐採面積 1ha 以下で交野市内の森林計画対象民有林の樹木を伐採する際には、伐採を開始する90日前から30日前までの間に、交野市長に「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

1 ha を超える伐採は大阪府知事の許可を受ける必要があります。(林地開発許可)
大阪府中部農と緑の総合事務所みどり環境課 TEL072-994-1515(中河内府民センター内)
へお問い合わせください。

- 1 届出を要する森林：地域森林計画対象民有林は、環境衛生課で地図が閲覧できます。
- 2 届出人：森林所有者
- 3 届出期間：伐採を開始する日の90日前から30日前までの間
- 4 届出書及び添付図書：次の様式及び添付図書を各1部提出してください。
 - (1) 「伐採及び伐採後の造林の届出書（森林法施行規則第9条第1項の届出書の様式）」
 - (2) 位置図、伐採計画平面図、公図の写し、当該地の伐採の権原を有する書類（登記事項証明書等）
それぞれに地域森林計画対象民有林の位置を明記してください。
- 5 「伐採及び伐採後の造林の届出書」作成上の注意
 - (1) 「届出人氏名」は、森林所有者その他権原に基づき立木の使用又は収益をする者です。(伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合は、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出してください。)
 - (2) 森林の所在場所ごとに記載してください。
 - (3) 「伐採面積」はヘクタールを単位として、少数第3位を四捨五入し、少数第2位まで記載してください。
 - (4) 「伐採方法」は、下記の用語で当てはまるものに○を付けてください。
主伐・間伐：その森林で主となる樹木を伐採する場合は「主伐」、間引く場合は「間伐」
皆伐・択伐：主伐で樹木全て伐採する場合は「皆伐」、樹木を選んで伐採する場合は「択伐」
 - (5) 「伐採樹種」は、スギ、ヒノキ、マツ（アカマツ及びクロマツをいう。）、カラマツ、エゾマツ、トドマツその他針葉樹及びブナ、クヌギその他の広葉樹の別に区分して記載してください。

(6)「伐採齢」は異なる年齢の木で構成される森林の場合は、伐採する木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と高いものの年齢とを「(〇～〇)」のように記載してください。

※例：「30 (5～40)」・・・5～40年の木を伐採、最も多い木は30年

(7)伐採の期間が1年を超える場合は様式の「2 伐採の計画」を年次別に記載してください。

(8) 跡地が森林以外の用途となる場合は、「造林計画書」の(1)造林の方法別の造林面積等の計画は記載不要になりますが、(2)造林の方法別の造林計画は、「5年後において的確な更新がなされない場合」欄は記載してください。

(9)「造林計画」 5年後において的確な更新がなされない場合」欄には、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した日において届出書に記載される用途に供されない場合に、その時点から2年以内に森林に復旧する旨の造林の計画を記載してください。

(10) 伐採跡地が森林以外の用途に供される場合 (伐採後5年以内に森林以外の用途に供される場合のみ) は、様式の「3 (3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途」欄に、宅地、資材置き場、老人保健施設、墓地等、具体的な用途を記載してください。

6 その他

事前に届出をしないで地域森林計画対象民有林の樹木を伐採した場合は、顛末書（始末書）を提出していただきます。無届で伐採した場合は、森林法で100万円以下の罰金が規定されています。（森林法第207条）。無届の伐採を繰り返し行うなど悪質な場合は告発することがありますので、ご注意ください。

お問合せ、届出書の提出先

交野市環境部環境衛生課（別館2階）

TEL 072-892-0121（代表）